

第 2 6 期 報 告 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31日まで)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

楽 天 銀 行 株 式 会 社

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,241,858	預 金	11,451,517
コ ー ル ロ ー ン	5,837	譲 渡 性 預 金	15,838
債券貸借取引支払保証金	516,866	コ ー ル マ ネ ー	19,459
買 入 金 銭 債 権	2,919,421	債券貸借取引受入担保金	8,726
有 価 証 券	1,791,408	借 用 金	2,749,800
貸 出 金	5,044,131	外 国 為 替	10,637
外 国 為 替	8,377	そ の 他 負 債	155,489
そ の 他 資 産	158,614	賞 与 引 当 金	688
有 形 固 定 資 産	4,619	役 員 賞 与 引 当 金	6
建 物	631	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,566
その他の有形固定資産	3,988	睡眠預金払戻損失引当金	15
無 形 固 定 資 産	30,582	支 払 承 諾	15,776
ソ フ ト ウ ェ ア	16,842	負 債 の 部 合 計	14,429,522
ソフトウェア仮勘定	13,739	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	0	資 本 金	32,616
繰 延 税 金 資 産	17,359	資 本 剰 余 金	10,543
支 払 承 諾 見 返	15,776	利 益 剰 余 金	271,931
貸 倒 引 当 金	△6,214	自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	315,090
		その他の有価証券評価差額金	△18,088
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	277
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,546
		退職給付に係る調整累計額	10
		その他の包括利益累計額合計	△13,253
		新 株 予 約 権	409
		非 支 配 株 主 持 分	16,870
		純 資 産 の 部 合 計	319,117
資 産 の 部 合 計	14,748,639	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,748,639

連結損益計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	184,534
資金運用収益	128,184
貸出金利	67,145
有価証券利息配当金	16,306
コールローン利息	78
債券貸借取引受入利息	544
預け金利息	10,692
その他の受入利息	33,416
役員取引等収益	46,345
その他の業務収益	7,505
その他の経常収益	837
償却債権取立益	10
その他の経常収益	827
信託報酬	1,660
経常費用	113,009
資金調達費用	27,129
預金利息	16,012
譲渡性預金利息	222
コールマネー利息	242
債券貸借取引支払利息	135
借入金利息	156
その他の支払利息	10,359
役員取引等費用	33,853
その他の業務費用	0
営業経費	46,349
その他の経常費用	5,677
貸倒引当金繰入額	3,184
その他の経常費用	2,492
経常利益	71,524
特別損失	1
固定資産処分損	1
税金等調整前当期純利益	71,523
法人税、住民税及び事業税	24,595
法人税等調整額	△2,569
法人税等合計	22,025
当期純利益	49,497
非支配株主に帰属する当期純損失	1,282
親会社株主に帰属する当期純利益	50,779

連結株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	32,616	10,543	221,151	△0	264,311	△8,809	△188	5,335	0	△3,662	44	18,894	279,587
当期変動額													
親会社株主に 帰属する 当期純利益			50,779		50,779								50,779
自己株式の取得				△0	△0								△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)						△9,279	465	△788	10	△9,590	364	△2,024	△11,250
当期変動額合計	—	—	50,779	△0	50,779	△9,279	465	△788	10	△9,590	364	△2,024	39,529
当期末残高	32,616	10,543	271,931	△0	315,090	△18,088	277	4,546	10	△13,253	409	16,870	319,117

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 23社

会社名

楽天信託株式会社
楽天国際商業銀行股份有限公司
一般社団法人スーパーラストホールディングス
合同会社スーパーラスト1
合同会社スーパーラスト2
合同会社スーパーラスト3
合同会社スーパーラスト4
合同会社スーパーラスト5
合同会社スーパーラスト6
合同会社スーパーラスト7
合同会社スーパーラスト8
合同会社スーパーラスト9
合同会社スーパーラスト10
合同会社スーパーラスト11
合同会社スーパーラスト12
合同会社スーパーラスト13
合同会社スーパーラスト14
合同会社スーパーラスト15
合同会社スーパーラスト16
合同会社スーパーラスト17
合同会社スーパーラスト18
合同会社スーパーラスト19
合同会社スーパーラスト20

② 非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

会社名

楽天バンクドメインサービス株式会社
トランスバリュードメインサービス株式会社
東松島「絆」太陽光発電所（実績配当型合同運用指定金銭信託）
東松島「絆」太陽光発電所事業信託（単独運用指定金銭信託）

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

④ 持分法非適用の関連法人等 該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は次のとおりです。

12月末日 1社 3月末日 22社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により連結しています。またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しています。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

(4) のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っています。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいています。

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しています。

また主な耐用年数は次のとおりです。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しています。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は159百万円です。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しています。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場により換算しています。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき連結損益計算書に認識しています。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されています。

② 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下のとおり判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっています。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としています。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しています。また、預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しています。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しています。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。

また、役務取引等収益に加え、連結子会社が提供する信託業務に関連する収益があり、主に委託者から信託された財産の管理等のサービス提供の対価として受領する手数料であって、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額 貸倒引当金 6,214百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

当行の個人向け商品については、商品種類、リスク特性に応じて区分の上、過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提のもと、主として、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を、また過去貸倒れが発生していない区分の債権については、景気循環等長期的な視点も踏まえ、保守的な見積りなどに基づき損失率を求めています。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

想定外の経済環境変化による個人顧客の支払能力の低下、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「(金融商品関係)」に記載しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「(金融商品関係)」「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 1百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は481,435百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は36,372百万円です。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円
危険債権額	2,159百万円
三月以上延滞債権額	930百万円
貸出条件緩和債権額	1,437百万円
合計額	4,528百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 担保に供している資産は以下のとおりです。

担保に供している資産	
買入金銭債権	233,384百万円
有価証券	1,005,477百万円
貸出金	1,940,742百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	8,726百万円
借用金	2,749,800百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券246,542百万円を差し入れています。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金2,063百万円、金融商品等差入担保金46,182百万円及び保証金13,716百万円が含まれています。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、680,794百万円です。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが671,193百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 5,208百万円

7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しています。

当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりです。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、睡眠預金収益81百万円及び数理計算上の差異償却0百万円を含んでいます。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却815百万円を含んでいます。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	174,482	—	—	174,482	
合 計	174,482	—	—	174,482	
自己株式					
普通株式	0	0	—	0	(注)
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度期首	当連結 会計年度増加	当連結 会計年度減少	当連結 会計年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—				409	
合計			—				409	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループでは、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金、一般定期預金、外貨普通預金を、個人顧客向けに新型定期預金及び外貨定期預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローン及び住宅ローン等を提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しています。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM(資産負債総合管理)運営を行っています。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

有価証券については、主として国債、地方債、社債、外国証券等であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されています。買入金銭債権については、主として各種信託受益権であり、これらは、それぞれ発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスク等に晒されています。貸出金については、主として財務省向け貸出金及び個人顧客に対する貸出金であり、個人顧客に対する貸出金は、個人顧客の信用リスクに晒されています。業種や地域などの特定集中リスクには、特段晒されていません。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金、一般定期預金、外貨普通預金、個人顧客向け新型定期預金のほか、外貨定期預金といった商品を提供しています。新型定期預金については、金利の変動リスクに晒されていますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替の変動リスクに晒されていますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、通貨スワップ取引、預金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ、金利スワップションです。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 会計方針に関する事項 (11) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理を行うに際しての基本的事項を、「統合的リスク管理基本規程」として制定しています。この中で、管理すべきリスクの種類を、①信用リスク、②市場リスク、③資金流動性リスク、④市場流動性リスク、⑤決済リスク、⑥オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）と分類・特定し、各リスクの管理の基本方針を定めています。また、自己資本の適切性確保を前提として、外部経済環境を考慮に入れつつ、経営戦略の実現及び収益の最大化を図るための、健全かつ最適な運用・調達ポートフォリオの構築を目的とした「ALM規程」を制定しています。

管理すべきリスクの種類については、随時見直しを行い、環境変化に応じて新たに発生したリスクを、管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理本部を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。また、ALMについては、ALM本部が所管し、運営にあたっています。

当行グループでは、市場リスク及び信用リスクを、自己資本充実度の評価において最も重視すべきリスクの対象とし、各リスクカテゴリーへの自己資本配賦の実施と、その配賦額内へのリスクの抑制というプロセスにより、適切な自己資本充実度を確保できる範囲内でのみリスクを許容する、リスク管理を実施しています。

① 信用リスクの管理

当行は現状住宅ローン及び楽天銀行スーパーローン（カードローン）等の個人向け貸出金や楽天カードの信託受益権を主たる信用リスクとしてリスクテイクしていますが、債務者の属性や延滞状況の推移、デフォルト後回収率等に基づきリスク計量を実施することで、その信用リスクを定量的把握・管理しています。また有価証券保有や法人融資取引先等については、「内部格付細則」に規定する共通の債務者格付を付与し、与信先の信用度に応じた限度枠管理を行っています。また、各種信用リスクの管理状況については月次でリスク管理委員会、取締役会等に報告しています。

② 市場リスクの管理

市場リスクに対しては、「市場リスク管理規程」、「市場リスク管理細則」にリスクキャピタル計量手法、ロスカットルール、モニタリングの方法及びサイクルを規定し、それに基づき管理を行っています。リスクキャピタルの計量結果は、キャピタル・アロケーション管理に使用するとともに、各ルールの遵守状況については日次あるいは月次でリスク管理委員会、取締役会等に報告しています。

(4) 市場リスクに係る定量的情報

（金利リスクの管理）

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引です。

当行グループでは、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、「現在価値」という。）の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。例えば、2025年3月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベーシス・ポイント（0.1%）上昇した場合、現在価値が2,863百万円増加し、逆に10ベーシス・ポイント（0.1%）下落した場合、2,863百万円減少すると認識しています。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産、負債について

は、2025年3月31日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しております。加えて、10ベーシス・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については、排除していません。

(為替リスクの管理)

当行グループにおいて、主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける金融資産は、外国証券、外国為替です。

金融負債については、預金のうち外貨建普通預金及び外貨定期預金、デリバティブ取引のうち為替予約取引及び為替スワップ取引等です。当行グループでは、一定の為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を通貨別に分け、当該通貨毎の為替変動幅を用いています。例えば、2025年3月31日時点で、為替以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、各通貨に対して円が10%上昇した場合、現在価値が96百万円減少し、逆に円が10%下落した場合、96百万円増加すると認識しています。

なお、当該影響額は、為替とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また、通貨別の現在価値の影響額を、2025年3月31日の為替レートをもとに、日本円に換算して算出しています。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、以下のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権（※1）	2,919,399	2,919,367	△31
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,267,508	1,225,836	△41,672
その他有価証券	520,689	520,689	—
(3) 貸出金	5,044,131		
貸倒引当金（※1）	△6,095		
	5,038,036	5,028,792	△9,243
資産計	9,745,633	9,694,685	△50,947
(1) 預金	11,451,517	11,451,742	224
(2) 借入金	2,749,800	2,750,009	209
負債計	14,201,317	14,201,752	434
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△336	△336	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△3,265	△3,265	—
デリバティブ取引計	△3,601	△3,601	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しています。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しています。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれていません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	1,800
非連結子会社株式（※1）	1
組合出資金（※2）	1,400
その他証券（※1）	7
合 計	3,209

（※1） 非上場株式及び非連結子会社株式並びにその他証券については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	10,300	298,066	308,366
有価証券				
其他有価証券				
国債・地方債等	115,088	—	—	115,088
社債	11,988	—	24,988	36,976
外国株式	—	—	0	0
外国債券	—	87,296	281,301	368,598
その他	—	26	—	26
デリバティブ取引				
金利関連	—	19,865	—	19,865
通貨関連	—	10,251	—	10,251
債券関連	2	—	—	2
資産計	127,078	127,740	604,357	859,176
デリバティブ取引				
金利関連	—	19,803	—	19,803
通貨関連	—	13,917	—	13,917
負債計	—	33,721	—	33,721

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,611,001	2,611,001
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	587,682	—	—	587,682
社債	638,153	—	—	638,153
その他	—	—	—	—
貸出金	—	—	5,028,792	5,028,792
資産計	1,225,836	—	7,639,793	8,865,629
預金	—	11,451,742	—	11,451,742
借入金	—	2,750,009	—	2,750,009
負債計	—	14,201,752	—	14,201,752

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。そうでない場合にはレベル2の時価に分類しています。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に国債、社債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法等の評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、割引率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としています。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しています。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しています。

負 債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金については、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しています。割引率は、市場金利を用いています。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

借入金

借入金については、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。当該時価はレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しています。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等です。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型のスワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	現在価値技法	割引率	0.310%－2.174%	1.255%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 の日において保 有する金融資産 及び金融負債の 評価損益
		損益計上	その他の 包括利益 に計上					
買入金銭債権	190,224	－	△129	107,971	－	－	298,066	－
有価証券	111,680	－	△291	194,901	－	－	306,291	－
その他有価証券	111,680	－	△291	194,901	－	－	306,291	－

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価の比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率です。割引率は、TIBOR、国債金利等と信用のリスクプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることになります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれています。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	54,404	54,582	177
	その他	—	—	—
	小計	54,404	54,582	177
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	617,229	587,682	△29,547
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	595,874	583,571	△12,303
	その他	—	—	—
	小計	1,213,104	1,171,253	△41,850
合計		1,267,508	1,225,836	△41,672

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	175,188	174,958	229
	その他	81,126	81,097	29
	小計	256,314	256,055	258
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	152,064	161,464	△9,400
	国債	115,088	123,473	△8,385
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	36,976	37,991	△1,014
	外国債券	193,410	194,172	△762
	その他	227,267	243,939	△16,672
	小計	572,741	599,576	△26,834
合計		829,056	855,632	△26,576

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
外国債券	704	—	0
その他	—	—	—
合計	704	—	0

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
経常収益	184,534
うち役務取引等収益	46,345
為替預金業務	29,386
住宅ローン取扱業務	2,793
カード決済業務	12,151
toto・宝くじ販売業務	3,367
その他の業務	5,791
顧客に支払われる対価	△7,145

(注) 役務取引等収益の為替預金業務収益は主に個人営業本部、法人営業本部及びサービス高度化本部から、それ以外の業務収益は主に個人営業本部から発生しています。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでいます。

(税効果会計関係)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.51%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は310百万円増加し、その他有価証券評価差額金は231百万円増加し、繰延ヘッジ損益は2百万円減少し、法人税等調整額は81百万円減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,729円90銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	291円03銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	290円77銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	4,231,890	預 金	11,476,322
預 け 金	4,231,890	普 通 預 金	10,310,507
債券貸借取引支払保証金	488,725	定 期 預 金	1,072,777
買 入 金 銭 債 権	2,828,609	そ の 他 の 預 金	93,037
有 価 証 券	1,981,678	借 用 金	2,749,800
国 債	732,317	借 入 金	2,749,800
短 期 社 債	259,196	外 国 為 替	10,637
社 債	687,256	未 払 外 国 為 替	10,637
株 式	2,291	そ の 他 負 債	153,311
そ の 他 の 証 券	300,616	未 決 済 為 替 借	29,091
貸 出 金	4,954,630	未 払 法 人 税 等	17,165
証 書 貸 付	4,618,238	未 払 費 用	9,864
当 座 貸 越	336,392	前 受 収 益	2,950
外 国 為 替	8,377	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	14,430
外 国 他 店 預 け	8,377	金 融 派 生 商 品	33,721
そ の 他 資 産	156,534	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	2,560
未 決 済 為 替 貸	37,876	資 産 除 去 債 務	362
前 払 費 用	2,649	そ の 他 の 負 債	43,164
未 収 収 益	19,060	賞 与 引 当 金	598
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	2,063	退 職 給 付 引 当 金	1,577
金 融 派 生 商 品	30,119	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	46,182	支 払 承 諾	15,776
そ の 他 の 資 産	18,582	負 債 の 部 合 計	14,408,040
有 形 固 定 資 産	2,929	(純 資 産 の 部)	
建 物	620	資 本 金	32,616
その他の有形固定資産	2,308	資 本 剰 余 金	10,543
無 形 固 定 資 産	27,410	資 本 準 備 金	9,130
ソ フ ト ウ ェ ア	13,670	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,412
ソフトウェア仮勘定	13,739	利 益 剰 余 金	271,755
その他の無形固定資産	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	271,755
繰 延 税 金 資 産	14,510	繰 越 利 益 剰 余 金	271,755
支 払 承 諾 見 返	15,776	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△5,241	株 主 資 本 合 計	314,914
		その他の有価証券評価差額金	△17,809
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	277
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△17,531
		新 株 予 約 権	409
		純 資 産 の 部 合 計	297,791
資 産 の 部 合 計	14,705,832	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,705,832

損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	178,138
資 金 運 用 収 益	123,716
貸 出 金 利 息	65,305
有 価 証 券 利 息 配 当 金	16,026
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	51
預 け 金 利 息	10,586
そ の 他 の 受 入 利 息	31,746
役 務 取 引 等 収 益	46,086
受 入 為 替 手 数 料	10,441
そ の 他 の 役 務 収 益	35,644
そ の 他 業 務 収 益	7,500
外 国 為 替 売 買 益	5,827
金 融 派 生 商 品 収 益	1,673
そ の 他 経 常 収 益	834
償 却 債 権 取 立 益	10
そ の 他 の 経 常 収 益	824
経 常 費 用	105,623
資 金 調 達 費 用	24,355
預 金 利 息	13,837
コ ー ル マ ネ ー 利 息	2
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0
借 入 金 利 息	156
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	10,028
そ の 他 の 支 払 利 息	330
役 務 取 引 等 費 用	33,707
支 払 為 替 手 数 料	4,467
そ の 他 の 役 務 費 用	29,240
営 業 経 費	42,527
そ の 他 経 常 費 用	5,033
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,541
貸 出 金 償 却	815
そ の 他 の 経 常 費 用	1,676
経 常 利 益	72,514
特 別 損 失	1
固 定 資 産 処 分 損	1
税 引 前 当 期 純 利 益	72,512
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23,869
法 人 税 等 調 整 額	△1,905
法 人 税 等 合 計	21,964
当 期 純 利 益	50,548

株主資本等変動計算書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価 ・換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	32,616	9,130	1,412	10,543	221,206	221,206	△0	264,365	△8,483	△188	△8,672	44	255,737
当期変動額													
当期純利益					50,548	50,548		50,548					50,548
自己株式の取得							△0	△0					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									△9,325	465	△8,859	364	△8,494
当期変動額合計	－	－	－	－	50,548	50,548	△0	50,548	△9,325	465	△8,859	364	42,053
当期末残高	32,616	9,130	1,412	10,543	271,755	271,755	△0	314,914	△17,809	277	△17,531	409	297,791

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物：3年～18年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しています。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は159百万円です。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約毎に識別した履行義務の充足状況に基づき損益計算書に認識しています。その主なものは役務取引等収益であり、大別して、為替預金業務、住宅ローン取扱業務、カード決済業務、toto宝くじ販売業務、その他の業務から構成されています。

(2) 主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益は、収益認識の時期の決定に重要な影響を与える項目である履行義務の充足時期を以下のとおり判定しており、それぞれの経済実態を忠実に表現する収益認識方法となっています。

取引の対価は取引時点で現金決済するものが大宗であり、それ以外の取引から認識した債権についても、1年内の回収を原則としています。

為替預金業務のうち、為替業務収益は、主として送金・振込手数料から構成され、決済時点で認識しています。また、預金業務収益は、主としてATM利用料、定期的な口座管理サービス手数料から構成され、ATM利用料は取引実行時点で認識、定期的な口座管理サービス手数料はサービス提供期間にわたって認識しています。

住宅ローン取扱業務に関連する収益は、主として住宅ローン及び投資用マンションローンの取扱いに係る事務手数料であり、関連するサービスが提供された時点で認識しています。

カード決済業務に関連する収益は、主としてデビットカード決済手数料及びその他カード関連業務収益から構成され、デビットカード決済手数料は決済時点で認識、その他カード関連業務収益は、サービス提供期間にわたって認識しています。

toto及び宝くじ販売業務に関連する収益は、主にtoto及び宝くじの販売受取手数料であり、toto及び宝くじの販売の対価として収受し、主に顧客との取引日の時点で認識しています。

その他の業務に関連する収益には、広告掲載受取手数料、アフィリエイト受取手数料等が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしています。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 5,241百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

当行の個人向け商品については、商品種類、リスク特性に応じて区分の上、過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提のもと、主として、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を、また過去貸倒れが発生していない区分の債権については、景気循環等長期的な視点も踏まえ、保守的な見積りなどに基づき損失率を求めています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

想定外の経済環境変化による個人顧客の支払能力の低下、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
連結計算書類 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載した金額をご参照ください。
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載した内容をご参照ください。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 19,403百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は481,435百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,171百万円です。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	2,159百万円
三月以上延滞債権額	911百万円
貸出条件緩和債権額	1,353百万円
合計額	4,424百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	1,230,063百万円
貸出金	1,940,742百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	2,749,800百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券246,542百万円を差し入れています。

また、その他の資産には、保証金13,673百万円が含まれています。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、675,316百万円です。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが671,193百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 4,168百万円
7. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座借越契約を締結しています。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりです。

当座借越極度額の総額	10,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	10,000百万円

8. 関係会社に対する金銭債権総額 332,699百万円
9. 関係会社に対する金銭債務総額 386,019百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 1,999百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 1,196百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 17百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | －百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 134百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | －百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 8,743百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | －百万円 |
2. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等
- 該当事項はありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
子会社	合同会社スーパー トラスト1	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △68 51,894	短期社債 買入金銭債権	12,963 —
	合同会社スーパー トラスト2	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △77 51,879	短期社債 買入金銭債権	12,950 —
	合同会社スーパー トラスト3	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △78 51,918	短期社債 買入金銭債権	12,940 —
	合同会社スーパー トラスト4	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △132 64,917	短期社債 買入金銭債権	12,920 —
	合同会社スーパー トラスト5	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △140 77,899	短期社債 買入金銭債権	12,906 —
	合同会社スーパー トラスト6	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △44 64,932	短期社債 買入金銭債権	12,998 —
	合同会社スーパー トラスト7	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △47 51,928	短期社債 買入金銭債権	12,993 —
	合同会社スーパー トラスト8	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △64 51,901	短期社債 買入金銭債権	12,985 —
	合同会社スーパー トラスト9	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △64 64,890	短期社債 買入金銭債権	12,978 —
	合同会社スーパー トラスト10	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △64 64,892	短期社債 買入金銭債権	12,972 —
	合同会社スーパー トラスト11	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △71 38,906	短期社債 買入金銭債権	12,959 —
	合同会社スーパー トラスト12	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △78 51,894	短期社債 買入金銭債権	12,948 —
	合同会社スーパー トラスト13	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △81 51,889	短期社債 買入金銭債権	12,937 —
	合同会社スーパー トラスト14	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △137 51,913	短期社債 買入金銭債権	12,917 —
	合同会社スーパー トラスト15	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △141 64,902	短期社債 買入金銭債権	12,904 —
	合同会社スーパー トラスト16	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △45 64,943	短期社債 買入金銭債権	12,997 —
	合同会社スーパー トラスト17	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △48 38,940	短期社債 買入金銭債権	12,992 —
	合同会社スーパー トラスト18	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △65 38,927	短期社債 買入金銭債権	12,983 —
	合同会社スーパー トラスト19	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △63 64,911	短期社債 買入金銭債権	12,976 —
	合同会社スーパー トラスト20	直接 100.0%	出資 役員の兼任	CPの引受け 受益権の譲渡	※1 △67 38,907	短期社債 買入金銭債権	12,968 —

(注) (※1) CPの引受けの取引金額は純額を表示しています。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社の子会社	楽天カード株式会社	—	債務保証、 業務委託、 集金代行他	受益権の引受け	※2 160,099	買入金銭債権 未払金	※1 2,260,603
				個人ローン債権に 対する被保証残高	186,123	—	※1 33,000
				保証料の支払	※3 10,814	—	—
				代位弁済受入額	6,061	—	—
				受益権の受取利息	※1 23,780	未収利息	※1 3,841

(注) (※1) 取引条件は、一般の市場情勢を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しています。

(※2) 受益権の引受けの取引金額は純額を表示しています。

(※3) 保証料は、一般に採用される保証料率を勘案し楽天カード株式会社と協議の上、決定しています。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普 通 株 式	0	0	—	0	(注)
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれています。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	54,404	54,582	177
	その他	—	—	—
	小計	54,404	54,582	177
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	617,229	587,682	△29,547
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	595,874	583,571	△12,303
	その他	—	—	—
	小計	1,213,104	1,171,253	△41,850
合計		1,267,508	1,225,836	△41,672

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等のため、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	18,371
関係会社出資金	1,032
合計	19,403

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	154,221	154,005	215
	その他	81,126	81,097	29
	小計	235,347	235,102	244
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	411,261	420,661	△9,400
	国債	115,088	123,473	△8,385
	地方債	—	—	—
	短期社債	259,196	259,196	—
	社債	36,976	37,991	△1,014
	外国債券	127,080	127,256	△175
	その他	227,267	243,939	△16,672
	小計	765,609	791,857	△26,247
合計		1,000,956	1,026,959	△26,003

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	1,800
組合出資金	1,400
その他証券	7
合計	3,207

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,604 百万円
貸倒損失	530
税務上の減価償却超過額	733
有価証券等償却	157
退職給付引当金	497
その他有価証券評価差額金	8,193
その他	3,046
繰延税金資産小計	14,764
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	14,764
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	126
会社分割に伴う関係会社株式差額	127
繰延税金負債合計	253
繰延税金資産との相殺	△253
繰延税金資産の純額	14,510

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.51%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は308百万円増加し、その他有価証券評価差額金は231百万円増加し、繰延ヘッジ損益は2百万円減少し、法人税等調整額は79百万円減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,704円37銭
1株当たりの当期純利益金額	289円70銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	289円44銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

楽 天 銀 行 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 熊 谷 充 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

楽 天 銀 行 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 熊 谷 充 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、三様監査などの機会に会計監査人と情報共有を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を確認し、本社及び主要な事業所において業務の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

楽天銀行株式会社 監査役会

常勤監査役	鹿 戸 丈 夫
監査役	山 田 眞之助
監査役	柴 野 忠 道
監査役	三 村 亨

(注) 監査役の山田眞之助、柴野忠道、三村 亨は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。